

医療福祉等施設・設備振興功労者顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人古川医療福祉設備振興財団（以下「本財団」という）定款第3条に基づき、医療福祉等施設・設備の設計・建築・開発、利用方法の考案等に関して優れた成果を挙げ、医療福祉等施設・設備産業の向上発展に対して特に功績顕著な者（以下「功労者」という）を顕彰する、「医療福祉等施設・設備振興功労者顕彰（以下「功労者顕彰」という）」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の内容及び対象)

第2条 本財団は年1回、医療福祉等施設・設備に関係する個人又は団体のうち、医療福祉等施設・設備の設計・建築・開発又は利用方法の考案等において著しい貢献のあった者を功労者として顕彰する。

2 前項の医療福祉等施設・設備に関係する個人又は団体とは、次に掲げる者とする。

- イ 医療福祉等施設・設備の設計・開発並びに研究を行う個人又は団体
- ロ 医療福祉等施設・設備の製造・供給に携わる個人又は団体
- ハ 医療・福祉従事者等による医療福祉等施設・設備の使用者
- ニ その他、上記に準じる個人又は団体

3 第1項の著しい貢献とは、次に掲げるものとする。

- イ 医療・福祉等現場の省力化
- ロ 医療・福祉等現場の精神的負担の軽減
- ハ 新規技術の開発
- ニ 先端技術の応用
- ホ 環境の保全
- ヘ 患者等利用者のアメニティ向上
- ト その他、上記に準じる分野

4 顕彰対象は次に掲げるものとする。

- イ 個人、団体ともに地道な活動をして成果を上げ、地域社会にも評価されている
- ロ 日本に関係する活動とするが日本人に限定せず、広く全国的に対象者を募る。
- ハ すでに多くの表彰を受けた方を除く

(選考委員会)

第3条 本財団は、功労者の選考に当たり医療福祉等施設・設備振興功労者顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

- 2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という）は、3名以上15名以内とし、医療・福祉分野に関し専門的知識を有する者の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 選考委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 選考委員会は、理事長が招集する。
- 5 補欠として選任された選考委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（推薦団体）

第4条 本財団は、功労者を推薦する団体（以下「推薦団体」という）を指定する事もできる。

- 2 推薦団体は、医療福祉等施設・設備に関する業界団体、非営利団体、公的機関の中から理事会において選定する。

（選考手続）

第5条 本財団は功労者の決定に当たり、本規程第2条の規定に基づき、功労者推薦要綱を作成する。

- 2 理事長は、前項の推薦要綱を選考委員及び推薦団体に通知し、功労者候補の推薦を受けるものとする。また、本財団の評議員、理事からも功労者候補の推薦を受けることができる。
- 3 選考委員会は前項により推薦された功労者候補について審査を行い、功労者を決定する。

（表彰）

第6条 理事長は、決定を受けた功労者に対し、表彰状及び顕彰金を授与する。

- 2 前項の顕彰金の金額については、別途定める。
- 3 理事長は、功労者の名称及び顕彰の理由を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に必要なその他の事項は、理事会の承認を経て理事長が定める。

附 則

制定 平成 25 年 11 月 1 日

改定 平成 30 年 2 月 21 日